

平成21年7月3日

会員各位

銚田市商工会 会長 渡邊喜一郎

「銚田市プレミアム商品券」事業参加店募集について
(プレミアム10%商品券 販売額 5,500万円)

この度、銚田市の支援のもと、地域活性化策として、銚田市内で利用できるプレミアム商品券を下記要項のとおり発行することになりました。

つきましては、この商品券を利用できる参加店(事業所)を当商工会の会員から募集いたしますので、是非ともご参加下さいますようお願い申し上げます。尚、希望する事業者は、別紙(様式第1号)登録申込書にご記入の上、商工会までお申込下さい。

受付開始日：平成21年7月6日～ (郵送可)

記

「銚田市プレミアム商品券」発行事業要項

1. 目的

本事業は銚田市全域、全業種の会員事業所すべてで利用できる商品券を発行することにより、消費購買流出の防止を図りつつ、地元消費拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。

2. 実施概要

周辺住民に地域商店街などで10%のプレミアム(割増金)を付けた商品券の活用を呼びかけ、地域消費者の購買意欲を刺激し、また、市内限定による商品券発行事業により地元消費に転換し、地元中小企業者の支援と商店街の活性化、地域経済の振興を図ることを目指す。

3. 商品券名 「ほこたプレミアム付銚田市共通商品券」

4. 実施主体

本事業の運営及び管理は、銚田市商工会が行う。

5. 商品券の販売について

1)周知方法

銚田市商工会本所ホームページ、新聞折込チラシ、店頭チラシ、その他、メディア等を活用する。

2)商品券販売期間

平成21年7月21日(火曜日)から、完売次第締切り
午前10時～午後3時(完売次第終了)

* 完売情報は銚田市商工会本所ホームページに掲載

3)販売場所

銚田市商工会、本所、旭支所、大洋支所、(土、日、祭日を除く)

6. プレミアム率

プレミアム率は10パーセントとする。

7. 販売額

商品券1 セット10,000円とする。

1 セット11枚綴りとする(プレミアム10%を含む)

8. 購入限度額

消費者1 人あたりの購入限度額は5 セット(50,000 円)までとする。

9. 発行総額

5,500万円(内プレミアム分500万円)

10. 発行セット数

5 千セット

11. 商品券の種類

1,000 円券の1 種類

12. 使用方法

取扱事業所で現金と同様に使用できる。

また、この商品券は加盟事業所の商品、サービスを対象とする。

ただし、次のものは対象外とする。出資や債務の支払い・仕入れ等の事業資金・商品券・ビール券・酒券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード・回数券・乗車券等。

13. 対象取扱事業者

銚田市商工会会員事業所とする。

取扱店登録料 なし

14. 商品券の使用期間

平成21年7月21日(火)～平成21年12月31日(木)(期限後は無効)

15. 商品券使用の厳守事項(商品券への記載事項)

1)本券は銚田市内の取扱事業所のみで使用できます。

2)本券は現金とお引換えは致しません。

3)本券では他の商品券、公共料金等の支払い及び有価証券等の購入には使用できません。

4)本券の盗難、紛失または滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。

5)本券金額未満のお買物をされた場合、つり銭の無いようにご利用を願います。

6)有効期限を経過した商品券は無効となります。(商品券の払戻しはいたしません)

7)銚田市商工会印の無きものは無効とします。

16. 換金手続き

取扱事業所は、消費者より受け取った商品券を換金期間内に(事務局 銚田市商工会・旭支所・大洋支所)に持参すること。

その際、商品券裏面の取扱事業所欄に貴事業所名を押印、又は記入して下さい。

換金手数料 なし

換金受付締日・・・毎月15日・月末日の2回(土、日、祭日の場合は翌日)

換金支払日・・・15日締日は月末・月末締日は翌月15日(土、日、祭日の場合は翌日)取扱事業所より押印、又は、記入し提出された商品券の額面金額を当該事業所に、支払日基準により振込むこととする。

振込手数料は請求事業所負担とする

但し、100,000円未満の換金については、現金支払(支払日基準による)も可能とする。(事業所の実情により個別対応可)

換金時間は銀行営業時間内となります。

17. 取扱店の皆様へ

【換金について】（商品券への記載事項）

- 1)換金は、商工会に商品券をご持参の上、備え付けの申請書にご記入下さい。
- 2)毎月15日、末日に締切り、月末・翌15日にお支払いします。
- 3)この商品券を受取った際は店名をご記入下さい。

18. 換金期間

平成21年8月20日(木) ~ 平成22年1月29日(金)とする。

(換金期間を過ぎた商品券は無効)

19. その他

消費者から受け取った商品券の再使用は認めない。

自ら商品券を購入し事業所で使用されたかのように偽り換金する行為をしないこと。(万一発覚した場合は相応の処罰を受けることがある)